船橋市消防団運営費交付金の交付等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、船橋市消防団運営費交付金交付要綱（以下「交付要綱という。）第４条の規定に基づき船橋市消防団に交付する運営費交付金（以下「交付金」という。）について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　団本部運営費　消防団全体の事業運営のための活動費をいう。

（２）　分団本部運営費　分団単位の事業運営のための活動費をいう。

（３）　班運営費　班単位の事業運営のための活動費をいう。

（４）　女性消防部運営費　女性消防団員が火災予防の啓発、応急手当の普及をはじめとする住民指導を行うための活動費をいう。

（交付額）

第３条　交付金の額は、次の各号に定めるところによる。

（１）　団本部運営費

団本部の運営に関する費用は、年額５００，０００円とする。

（２）　分団本部運営費

分団本部の運営に関する費用は、一の分団につき年額４０，０００円とする。

（３）　班運営費

ア　施設の運営に関する費用は、年額７６，０００円（合同器庫の場合にあっては、年額７０，５００円）とする。

イ　班員割の運営に関する費用は、毎年度４月１日現在の班の団員数に、１２，０００円を乗じて得た額とする。ただし、年度の途中において班の団員数に変更が生じた場合にあっては、月額（１２，０００円を１２で除して得た額）に当該年度の残りの月数を乗じて得た額を加算又は減額をする。

（４）　女性消防部運営費

女性消防部の運営に関する費用は、年額２０２，０００円とする。

２　前項に規定する交付金の額に残額が生じたときは、当該年度内に返還しなければならない。

（支出科目）

第４条　第２条各号に掲げる活動費は、以下の科目から支出するものとする。

（１）交際費　他市団等関係機関との交流及び情報交換等にかかる経費、消防団に関係する儀礼的、対外的活動にかかる経費

（２）食糧費　消防活動等の任務遂行上必要な飲食にかかる経費

（３）通信費　災害時及び事務連絡時の通信にかかる経費

（４）役務費　消防団の運営にかかる手数料等の経費

（５）消耗品費　消防活動物品等の購入にかかる経費

（６）施設消耗品費　施設の維持管理にかかる物品等の購入経費

（７）光熱費　施設の電気代、燃料代等にかかる経費

（８）修繕費　施設の修繕にかかる経費

（９）操法大会費　操法大会にかかる経費

（10）弔慰見舞費　消防団員等の葬儀にかかる経費

（11）印刷製本費　　消防団活動に必要な印刷、製本に係る経費

２　上記支出科目のうち、班員割運営費は交際費、食糧費、通信費、役務費、消耗品費、操法大会費、弔慰見舞費、印刷製本費からなり、施設運営費は交際費、施設消耗品費、光熱費、修繕費からなるものとする。

（予算執行の制限）

第５条　交付金は、配当された予算の範囲内かつ第３条各号に掲げる運営費の範囲内で予算執行を行う。

附　則

この細則は、平成１５年４月１日から施行する。

この細則は、平成２１年４月１日から施行する。

この細則は、平成２２年３月３１日から施行する。

この細則は、平成３１年４月１日から施行する。

この細則は、令和　６年４月１日から施行する。